

は、末森の後巻先手をさせ、又は蓮沼を焼候刻も、度々先陣を申付候處、貴殿如存度々致手柄、忠節を仕者に候。別して情を懸尤候。岡田長右衛門事、算用などさせ候て能奉公人に候間、主分限に過候と貴殿も可被存候得共、是もなじみの者に候間、隠居分二千石爲取候。但此者、貴殿奉公振御覽候て、目懸ぶりは其方分別次第に候。次に青山佐渡、魚津を預置候。此者律義人に候。彌情を被懸尤に候。神谷信濃方へ宗半娘可遣かと、おしやう申候。貴殿分別次第に候。

右條々、心盡候得ども、口上には跡先忘候間、書付進之候。萬事我ら相果候はゞ、心持肝要にて候間如斯候。以上。

慶長四年三月廿一日 (前田利家) 在判
羽柴肥前守殿 (ちくぜん) の守

(この文書は傳寫によりて少異あり。今越登賀三州志の校定する所に従ふ。)

三月。前田利家、河北郡津幡の市日等に關する規定を令す。

【津幡少右衛門文書】 河北郡 津幡四町 定 二二七七

一、當町市日之事、如前々可執行候。若押買狼藉輩有之者、町中として押置、可注進候事。
一、上下之往還、傳馬・人足一切不可有之候。但宿送以下者、切手次第可申付候事。
一、津幡村・庄村・清水村・かゞ瓜村合四町、家數郡役五十間に相定候條、以來家數いか程出來候共、此外郡役不可有之事。

右之條々、若違犯之輩於有之者、速可處罪科候也。仍如件。

慶長四年三月 日 (前田利家) 印

閏三月三日。前田利長等豐臣氏の諸大老、諸士に領地を宛行ふ。

【毛利家文書】 二二七八

攝州之内三千八百六十石三斗八升、河州之内七百九十六石、都合四千六百四十七石之事。目録別紙在之、爲本知

替被宛行之畢。全可有領知者也。

慶長四年 閏三月三日

利(前田) 長
輝(毛利) 元
景(上杉) 勝
秀(宇喜多) 家
家(德川) 康

舟越五郎右衛門殿

【毛利家文書】

二二七九

攝州之内千六百七十石八斗三升、江州之内三百卅七石、都合二千八石之事、目録別紙在之候。爲本知替被宛行畢。全可有領知候也。

慶長四年 閏三月三日

利 長
輝 元
景 勝
秀 家
家 康

池田備後守殿

【毛利家文書】

二二八〇

攝州之内千石之事、目録別紙ニ有之、爲本知之替被宛行之畢。全可有領知候也。

慶長四年 閏三月三日

利 長
輝 元
景 勝
秀 家
家 康

池田彌右衛門どのへ

(前田利長の五大老に列したること、世に多く之言はず。而もこれらの文書あるに依りて儼然たり。閏三月三日は父利家薨去の當日とす。)

四月三日。前田利長、高島定吉に、故利家の葬禮のことに關して告ぐ。

【北徴遺文】

二二八一